

# G I G Aスクール構想の実現に向けた計画

令和3年1月

小平市教育委員会

## 目次

(1) ICT活用計画及び達成状況を踏まえたフォローアップ計画	2
○各年度におけるICT活用目標	
○指導体制の強化や働き方改革（校務の効率化）への対応	
○達成状況を踏まえたフォローアップ	
(2) 通信ネットワーク環境整備計画	3
(3) 学習者用コンピュータ配備計画	4
(4) 広域・大規模での共同調達実施計画	5
(5) 計画の取扱い等に関する事項	5

## (1) ICT活用計画及び達成状況を踏まえたフォローアップ計画

### ○各年度におけるICT活用目標

<令和2年度> (現状)

- ・小学校高学年・中学校において各学級週1回程度活用
- ・既存の学習用端末(Microsoft Windows)の活用を行い、新規で整備する学習者用端末(Google Chrome)の利用・活用について研究を進める。

<令和3年度> (目標)

- ・小学校・中学校の全学年において各学級1日1回程度活用

<令和4年度> (目標)

- ・小学校・中学校の全学年において各学級1日1回以上活用

<令和5年度> (目標)

- ・小学校・中学校の全学年において各学級1日2回以上活用

※1日1回以上の連続しての使用については、児童・生徒の健康に留意する。

※活用は、教員、児童・生徒が学校の教育活動における使用を想定。

### ○指導体制の強化や働き方改革(校務の効率化)への対応

<指導体制の強化について>

- ・令和3年度以降、ICT支援員を2名配置し、授業支援や環境整備、校内研修等のサポートを行う。
- ・端末導入時(令和2年度末)には、端末導入事業者と連携し、端末使用の留意事項や管理・操作等についての管理者研修を行う。
- ・令和3年度の端末使用開始時には、端末使用の留意事項や管理・操作、アプリ(無償の授業支援ソフト)の使用方法等についての教員研修及び管理者研修を行う。
- ・令和3年度以降、定期的に情報教育(ICT)に関する研修を行う。
- ・教員で構成される教科等研究部会等により、各校での活用の指針となるような効果的な活用事例の共有を図り、指導に役立てる。

<校務の効率化について>

- ・デジタル教材を教員間で共有したり、授業では端末を使って児童・生徒に共有したりすることで、授業準備や授業中の負担を軽減する。また、教材の配付についてもデジタル化を図り、印刷業務の軽減を図る。
- ・職員会議等の打ち合わせや連絡等に活用することで、校務の効率化を推進する。

### **○達成状況を踏まえたフォローアップ**

- ・各年度終了後、各学校の活用状況（活用頻度・活用事例）をとりまとめ共有を図る。また、導入した端末とともに、既存の周辺機器等を含め I C T を効果的に活用した授業実践の取り組み状況を把握する。
- ・効果的な活用事例や成果を得ている学校の取り組みについて、市内で情報共有を図り、各校での授業や研修に反映する。
- ・各年度の活用状況の結果を踏まえ、情報教育に関する教員研修を実施する。

## **(2) 通信ネットワーク環境整備計画**

### **○校内LAN整備について**

- ・「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」を活用し、令和2年度中に市立小・中学校全校（27校）の校内LANを整備する。
- ・インターネットの接続について、無線LANの高速大容量化を図るため、令和2年度中に小・中学校の校内LANの性能を現状の100Mbpsから1Gbpsに増強するとともに、無線アクセスポイントを増設する。（※）
- ・校内無線LANの整備とともに、令和3年度から児童・生徒が使用する学習者用端末は、市教育委員会のセンターサーバーを介することなく、直接インターネットにアクセスできる仕組みを構築する（クラウドの活用）。
- ・全小・中学校の教室及び職員室に、端末を充電・保管する電源キャビネットを設置する（463台）。
- ・小平元気村おがわ東にある「小平市教育支援室（あゆみ教室）」に、モバイルルーターを配備し、学習者用端末の利用を可能とする。

※ 「bps」 1秒間に転送可能なデータの量

1Gbps …毎秒10億ビット、1Mbps…毎秒100万ビット

### (3) 学習者用コンピュータ配備計画

#### (1) 学習者用コンピュータの需要量

##### ①対象児童生徒数

※児童生徒数は補助対象経費の算定に用いられている令和元年5月1日現在の学校基本調査の確定値を使用

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
児童生徒数(人)	1,689	1,697	1,642	1,663	1,622	1,570	1,376	1,284	1,368	13,911

##### ②必要整備台数

対象児童生徒数	令和2年3月現在の整備済台数	令和4年度までに更新が必要な台数	必要整備台数
13,911	796	796	13,911

##### ③各年度の整備計画

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
整備台数(台)	-	0	-	796	13,911	0	0	0	0	0
うち補助事業分	-	-	-	-	9,274	-	-	-	-	-
うち新規分	-	-	-	-	9,274	-	-	-	-	-
うち更新分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち補助以外分	-	-	-	796	4,637	-	-	-	-	-
うち新規分	-	-	-	-	4,637	-	-	-	-	-
うち更新分	-	-	-	796	-	-	-	-	-	-
学年別台数(台)	小1	-	-	-	1,689	-	-	-	-	-
	小2	-	-	-	1,697	-	-	-	-	-
	小3	-	-	-	1,642	-	-	-	-	-
	小4	-	-	-	1,663	-	-	-	-	-
	小5	-	-	-	1,622	-	-	-	-	-
	小6	-	-	-	1,570	-	-	-	-	-
	中1	-	-	-	-	1,376	-	-	-	-
	中2	-	-	-	-	1,284	-	-	-	-
	中3	-	-	-	-	1,368	-	-	-	-
	うち特別支援学級分	-	-	-	96	221	-	-	-	-
	うち特別支援学校分	-	-	-	-	-	-	-	-	-
予備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
OS(台別台数)	Windows又はこれと同等程度(予定)	-	-	796	0	0	0	0	0	0
	Chrome OS又はこれと同等程度(予定)	-	-	-	13,911	0	0	0	0	
	iPad OS又はこれと同等程度(予定)	-	-	-	0	0	0	0	0	
	その他OS	-	-	-	0	0	0	0	0	
	未定	-	-	-	0	0	0	0	0	
通信方式別	LTE対応端末	-	-	-	0	0	0	0	0	
	Wi-Fiのみまたは未定	-	-	796	13,911	0	0	0	0	

※「うち補助事業分」は、地方財政措置算定分(児童生徒3人に1台)を超える、児童生徒1人1台分(児童生徒3人に2台)の学習者用コンピュータの新規整備又は更新の分とする。

##### ④1台あたり児童生徒数

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
累計整備台数(台)	-	-	-	796	13,911	-	-	-	-	-
うち自主財源・地方財政措置分	-	-	-	796	4,637	-	-	-	-	-
1台あたり児童生徒数(人)	-	-	-	17.5	1.0	-	-	-	-	-
自主財源・地方財政措置分1台あたり児童生徒数(人)	-	-	-	17.5	3.0	-	-	-	-	-

※累計整備台数欄には、各年度末時点で整備済の学習者用の端末の総数(2018年度以前の整備台数分も含む)を記載

#### (2) 調達方式

##### ①調達スケジュール

	整備を予定している端末のOS	調達予定台数(台)	左記のうちLTE対応端末の整備予定台数(台)	発注予定時期		納品予定時期		備考
				年	月	年	月	
令和2年度	Windows又はこれと同等程度(予定)			年	月	年	月	
	Chrome OS又はこれと同等程度(予定)	13,911		令和2年	9月	令和3年	3月	
	iPad OS又はこれと同等程度(予定)			年	月	年	月	
	その他OS			年	月	年	月	
	未定			年	月	年	月	
令和3年度	Windows又はこれと同等程度(予定)			年	月	年	月	
	Chrome OS又はこれと同等程度(予定)			年	月	年	月	
	iPad OS又はこれと同等程度(予定)			年	月	年	月	
	その他OS			年	月	年	月	
	未定			年	月	年	月	
令和4年度	Windows又はこれと同等程度(予定)			年	月	年	月	
	Chrome OS又はこれと同等程度(予定)			年	月	年	月	
	iPad OS又はこれと同等程度(予定)			年	月	年	月	
	その他OS			年	月	年	月	
	未定			年	月	年	月	

#### (4) 広域・大規模での共同調達実施計画

##### ○共同調達の実施の有無

実施予定あり / 実施予定なし

#### (5) 計画の取扱い等に関する事項

本計画の位置づけや公表などの取扱いについては、次のとおりとする。

- ・本計画は、教育委員会会議に報告し、国に提出後、自治体のホームページ等で公表する。